
ロジネットジャパングループカード会員特約

第1条（名称）

ロジネットジャパングループカード（以下「本カード」といいます。）とは、札幌通運株式会社と、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が提携して当社が発行するカードで、Mastercard機能を有します。

第2条（本会員及び家族会員）

1. 本会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。
2. 家族会員（以下本会員と家族会員を総称して「会員」といいます。）とは、本会員が代理人として指定した家族で、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が認めた方をいいます。

第3条（年会費）

1. 本カードの年会費（カード盗難保険料及び消費税を含みます。）は、本会員の入会初年度は無料とし、次年度より本会員は1,375円（うち消費税125円）、家族会員は1名につき440円（うち消費税40円）を、毎年当社所定の時期に支払うものとします。
2. 前項にかかわらず、本会員及び家族会員を含めた、前年度のカードショッピングのご利用回数合計が5回以上の場合は、次年度の年会費を無料とします。（なお、ご利用加盟店の事務処理上等の都合により、ご利用日が対象期間内であっても売上データ等が対象期間内に当社に到着しない場合は、前年度の利用と判定されず、次年度の利用と判定される場合があります。）
3. 次年度以降の年会費については、前項と同様の対応とします。

第4条（適用）

本特約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。

ロジネットジャパングループカード従業員年会費特約

1. ロジネットジャパングループカード従業員年会費は、入会初年度より毎年本カードの年会費支払い時期に、5,000円（消費税を含みます。）を、本カードの年会費と合算して支払うものとします。
尚、ロジネットジャパングループカード従業員年会費は、株式会社ジャックスを經由して札幌通運株式会社に支払うものとします。
2. ロジネットジャパングループカード従業員年会費は、本特約及びジャックスカード会員規約に違反したことにより、会員資格を喪失した場合や会員の都合により本カードを脱会した場合等、理由のいかんを問わず返還しないものとします。